

4. UNESD 推進のために政府が初年度に行うべきことに関する提言案（ESD-J 政策提言 PT）

1) 経済界・NPO・教育機関・自治体・政府などが参加すべきステイクホルダーを集める

… (1) に関連

ESD は社会を構成するすべてのセクターが関与することから、政府関係者以外に、経済界、NGO・NPO、教育機関、自治体などが主要な関係者となります。このため、これらのセクターからの代表を招集して DESD に向けた最初の会合を開催すべきと考えます。

2) 内閣府に DESD 推進本部を設け、早急に体制を作るとともに、ステイクホルダーが参画する国レベルの協議会を設置する

… (2) (8) に関連

ESD は広範な社会的課題をテーマに取り組む必要があるため、あらゆる省庁が参画する体制を作ることが重要です。国家としての取組であること、そして省庁横断的な取組であることを鑑みれば、内閣府に推進本部を設け、DESD の推進と促進のための調整に責任を持つ体制を早急に作るべきかと考えます。そして、政府内においても、内閣府、外務省、文部科学省、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、法務省、総務省、財務省など ESD に関係すると考えられるすべての省庁が参加する形にすべきと考えます。隣国の韓国では、「持続可能な開発（SD）」に関して大統領府のコミットがすでに存在しています（Presidential Commission on Sustainable Development (PCSD) の設置）。DESD 提案国として、世界をリードする体制をしっかりと構築したいものです。

また、ESD は国を挙げての国家プロジェクトとして政府、地方自治体、産業界、教育・研究機関、NGO・NPO、市民、政治家、メディア等、多様な主体が参加・協力・連携を密に取りながら総合力を發揮できるよう取り組む必要があります。このため、国は DESD の推進にあたり、強いリーダーシップを発揮しつつも在来型の上意下達的な関係ではなく、各主体が参画するパートナーシップに基づいた協働体制を構築し、その中で関係省庁・機関の調整役を果たしつつ、内容について実効の上がる議論・計画策定・モニタリングを行うことが重要です。そこで、幅広いステークホルダーをメンバーとする国レベルの協議会（ESD Consultative Meeting）を推進本部の主導のもとで立ち上げてもらいたいと考えます。

さらに、ESD の実践は、地域においてその風土や社会的環境に基づき、多様で主体的な展開が尊重される必要があります。このため、地域における DESD 推進体制は、画一的なルールで縛るのではなく、地域の主体性を重んじながら推進できるよう配慮することが肝要です。

以上の推進体制に関する事項を整理すると、以下のようになります。

1. 政府の推進体制

- DESD は多岐に亘る様々な施策を協調して講じていく必要性から、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする DESD 推進本部を設置する。（参考：人権教育の 10 年）
- 推進本部は政府・NGO・NPO・教育関係者・企業・メディア等の各主体による、DESD 推進協議会を設置し、内閣府推進本部がその事務局を担う。また、推進本部はこの予算措置を講ずる。

2. 協働による推進体制

- DESD 推進協議会は、政府・NGO・NPO・教育関係者・企業・メディア等の各主体が参画し、その合意に基づいて以下の活動を行う。
- DESD 日本基本計画及び実施計画の策定

- ・資金計画の策定
- ・広報計画の策定
- ・実施計画の実施、及びモニタリング（監視・評価・見直し：PDCAサイクルの実行）

3. 地域における推進体制

- ・都道府県や市区町村等、地域の実態に応じて DESD 推進本部を設置する。（推進本部は幹事自治体の企画部等調整機能を持つ部局内に設置する事が望ましい。）
- ・地域の実情に合わせて様々なステークホルダーが参画する地域版 DESD 推進協議会を組織し、ESD 推進に関する計画作りやその実施に取り組む。

3) 2005 年度における ESD 予算の確保と 2006 年度予算要求に向けての準備を行う

… (3) 関連

今から新規の予算枠を確保することは難しいので、全省庁で ESD に関して来年度使えそうな既存の予算枠を洗い出し、ESD の取組の名目に振り当てるところから始めてもらいたいと考えます。また、その過程で小泉首相がヨハネスブルグサミットで明言した 2500 億円の教育関連拠出についても明らかにすべきです。合わせて 2006 年度予算要求に向けて各省が必要な準備を進めるとともに、非政府組織との協働で ESD 推進に取り組むための資金メカニズムを検討してもらいたいと考えます。

三位一体改革に連動させながら、教育の地方分権改革を推進するためには、文教予算を大胆に地方へ委譲する構造改革を進めて頂く必要があるようになります。これにより、地方自治体が自由に使える枠を確保し、地方自治体ごとにその地域に即した官民共同による ESD の推進、ESD コーディネーター費等が出せるようして頂きたいと考えます。

4) 2005 年内に国家実施計画を策定する

… (4) 関連

国レベルで DESD を推進するにあたり、政府は DESD 推進のための基本計画及び実施計画を策定して頂きたいと考えます。この際、計画の策定プロセスをオープンにすることで、DESD への理解を深め、担い手を育成することが可能となることを鑑み、計画の策定には広範なステークホルダー（関係省庁、NGO・NPO、自治体、教育関係者、企業、マスコミ等）の参画を可能とする仕組みを重視してもらいたいと考えます。以上の点を具体的に示すと、以下のようになります。

1. DESD 基本計画及び実施計画の位置づけ

- ・ DESD 基本計画には、国レベルで取り組む国内及び国際協力における DESD 推進のための基本的方向性（将来像（ビジョン）・理念・目的・施策の方向性・推進体制等）を示す。
- ・ DESD 実施計画には、基本計画の実施にあたっての具体的な実施主体、実施内容、実施機関、達成目標を記述する。（法的・制度的な枠組みや資金計画等を含みます。）
- ・ 実施計画には、リーディング・プロジェクトを戦略的に盛り込み、併せて PDCA サイクルの実行システムを具体化する。
- ・ 策定においては、全省庁を横断するものとし、閣議決定を行う。
- ・ 国においては各種基本計画等の中に、ESD を位置づける。（実施計画策定後も、様々な計画に ESD を反映させる。）

2. DESD 基本計画および実施計画の策定について

- ・「基本計画」は 2005 年に策定、「実施計画」は 2006 年から 2 年くらいかけて策定し、かつ PDCA サイクルでより良いものへと進化させる。

- ・市民参加で基本計画を作りながら、周知するとともに、実施計画や地域実施計画策定の担い手を開拓する。
- ・策定のための予算を、政府で用意する。

3. DESD 基本計画策定プロセスの提案

- ・策定にあたっては、DESD 推進協議会のもと、より広範な参加を得るために仕組みを持つ策定委員会を設置する。
- ・策定委員会は、地域部会・分野部会・全体会から構成する。
- ・地域部会：任意の地域ブロックごとに様々なステークホルダーの参加する地域部会を設置する。地域部会はできるところから順次始める形が現実的。委員は公募にある程度の比重をおく。地域部会の活動は、地域の課題と ESD をつなげるキャンペーン的意味合いを持つものがよい。
- ・分野部会：NPO・NGO 部会、企業部会、学校部会等、ステークホルダー（主体別）ごとに分野部会を設置する。
- ・全体会：各部会からの代表者及び有識者による会議とする。
- ・地域部会や分野部会の開催と全体会の議論を何度も繰り返し、基本計画を創り上げていく。
- ・地域部会、分野部会、全体会のコーディネートは、専門的経験のある NPO に委託する
- ・2005 年度末（2006 年 3 月 31 日）までの閣議決定を目指す。

DESD 基本計画の構成（枠組み）案

「はじめに」

ESD のビジョンと基本計画、実施計画の位置づけ等について記載する。

「第1章 基本的な考え方」

例えば、DESD にいたる世界の動きと国際実施計画の方向性、ESD の視点からみた日本の課題、DESD で日本が目指す計画の方向性等について記載する。

「第2章 国内での取組」

例えば、あらゆるレベルでの ESD というビジョンの共有、市民の意識向上と参加促進のための計画づくり、各教育分野への ESD 組み込みのシナリオづくり、ESD コーディネーターの育成、教育者の教育・再訓練計画の再検討と見直し、学校教育や非公的教育カリキュラムの修正、学校教育と地域をつなぐ仕組みづくり、地域主体の ESD 推進支援策、地域の ESD 拠点と支援センターの設置、地域レベルにおけるモデルプロジェクトの計画と実施、啓発キャンペーンの実施等について記載する。

「第3章 国際的な取組」

例えば、アジアにおける ESD の実践交流の場づくり、アジアから世界の ESD 活動をつなぐ仕組みづくり、政府開発援助（ODA）における国際教育協力の見直し等について記載する。

「第4章 計画の進め方」

例えば、推進体制、実施スケジュール、実施計画の策定、監視・評価と見直し（モニタリング）等について記載する。

「付録」

例えば、用語解説や資料（関連サイト等）を記載する。

5) 具体的なキックオフ計画や広報計画を早急に立てる

… (5) 関連

DESD の存在をより多くの人に知っていただき、さらに基本理念と目的についても理解を深め、協働で推進できるようになるためには、広報が重要です。その際、DESD に関する情報の受け手が誰であるのかを明確にし、その対象の関心に注意を払い、「伝える」だけでなく、相手の気持ちに「達する」ような具体的な広報を行うことが大切です。また、DESD を推進する立場にある関係者（政府、自治体、産業界、NGO・NPO、教育関係者等）が各々「ESD とは何か」「何のために ESD を推進するのか」についてしっかりとその目的を認識し、推進に向けた意識を相互に共有し、一人ひとりが広報パーソンであることを自覚することが大切です。したがって初年度は特に、DESD を推進する立場にある関係者に周知徹底させるための広報に力を入れる必要があります。一方、広く国民に DESD の存在と意義を周知するための広報も必要であり、具体的な方法としては、例えば以下のようなことが考えられます。

1. 推進する立場にある関係者への周知

- ・ 関係省庁の職員や教育関係者に向けた DESD 紹介冊子の作成・配布。
- ・ 関係省庁の職員や教育関係者に向けた既存の情報媒体に、DESD を積極的に紹介。
- ・ 関係省庁の職員や教育関係者の研修に DESD に関する講座を取り入れる。

2. キックオフ・イベントの開催

- ・ 政府はあらゆるステークホルダーを巻き込んだ DESD キックオフ・イベントを開催する。
ESD-J としては、2005 年 3 月 6 日に東京で計画中の ESD-J 全国ミーティングを、政府や国連大学等と連携し、日本国内でのキックオフ・イベントにしたいと考えています。
- ・ 各地における地域キックオフ・イベントの開催を奨励する。
- ・ 愛知万博を活用し、世界に向けたキックオフ国際会議を開催する（UNESCO、UNEP、IUCN 等の国連・国際機関の参画を図る）。この際、NGO・NPO 等も主体的に関われるサイドイベント等を含めて、日本の national launch に位置づける。

3. 国民に向けた周知の方法

- ・ 既存の組織を活用して広報用パンフレットを配布する。
- ・ テレビや新聞等のマスメディアを通じて広報する（この際政府は直接広告枠を買うのではなく、DESD の周知につながる民間の活動の支援を通して、報道につなげることも検討する）。
- ・ 各ステークホルダーのホームページの掲示板を通じて広報することを奨励する。
- ・ 子ども（小中高生）を対象としたポスター・コンクールや作文コンクール、大人を対象とした DESD メッセージコピーの公募など、参加型の周知を行う。

6) 文部科学省は ESD の現状把握と法的制度的枠組みに関する調査のための科研費を確保する

… (6) (7) 関連

ESD が既にどの程度まで教育の取組に取り込まれているか、またそれはどのようなものでどこで行われているかについての基礎的な研究は、今後の ESD 推進のための基礎的な作業であり、政府等において ESD の現状把握のための費用を確保して頂きたいと考えます。

また、全国で行われている ESD のモデルプロジェクト（地域の具体的な ESD モデル）を発掘し、そうした取組の情報提供ならびにモデルプロジェクトの推進支援を行うことが望まれます。

海外の動き（国連ヨーロッパ経済委員会（UN-ECE）が ESD ストラテジーを作成。スウェーデンのヨーテボリ市でモデル実施。ドイツは協議会体制をスタート。イギリス、フィリピン、韓国など）

についても幅広く情報を収集・整理して提供することが望れます。

さらに地方の行政組織やそのプロセスが、そのレベルでの計画や実施に対する幅広い参加をいかに促進しているか、または制限を行っているかについての評価を含む、国の法的、制度的枠組みについての調査も重要です。また、ESD によって、地域が地域の教育を担えるように、地域運営学校やコミュニティ・スクールなどの設置・推進がより円滑にできる国・法的、制度的枠組みについても調査・検討すべきかと考えます。

7) 地域コンソーシアムの設置を促すような枠組みや働きかけが必要

… (8) 関連

2) とも連動しますが、国及び地域における ESD コンソーシアム (ESD の推進拠点) の設置をすすめたいと考えます。

以上

日本環境教育フォーラムとは

- 1987年、山梨県・清里において「第1回 清里フォーラム」を開催。全国から環境教育に取り組む人々が集まり活動がスタート。
(以後、清里環境教育ミーティングとして年1回開催)



環境教育の普及 自然学校の普及 途上国環境教育支援

の3つを活動の柱として行政・企業との協働事業、自主事業を展開

- 幅広く環境教育に取り組むネットワーク組織として持続可能な社会の実現に向け活動

憲 章

私たちが大切にしている『自然体験を通した環境教育』は、「人と自然」「人と人」「人と社会」をつなぎ、地域に根ざした生き方、暮らし方を深め、新しい社会のライフスタイルやビジョンを描き、創造します。私たちは、より広い分野との交流や協力を進め、広範な環境教育の実践のための仕組みづくりや実践を通して世界の課題である持続可能な社会づくりに貢献します。

環境教育リーダー育成

自然学校指導者養成講座 プロの指導者養成講座

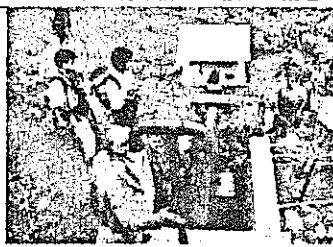
GEMS(ジェムズ) 科学・数学・環境の体験学習型プログラム



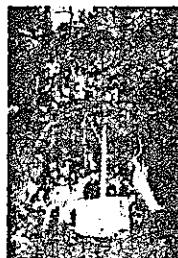
エコのもりセミナー 森から始まるひとつくりまちづくり 森を培にした21世紀の社会づくり

自然解説指導者養成講座

インドネシア環境教育プロジェクト 村落における環境保全と生活向上推進プログラム



森の人づくり講座 環境教育インストラクター 養成プロジェクト



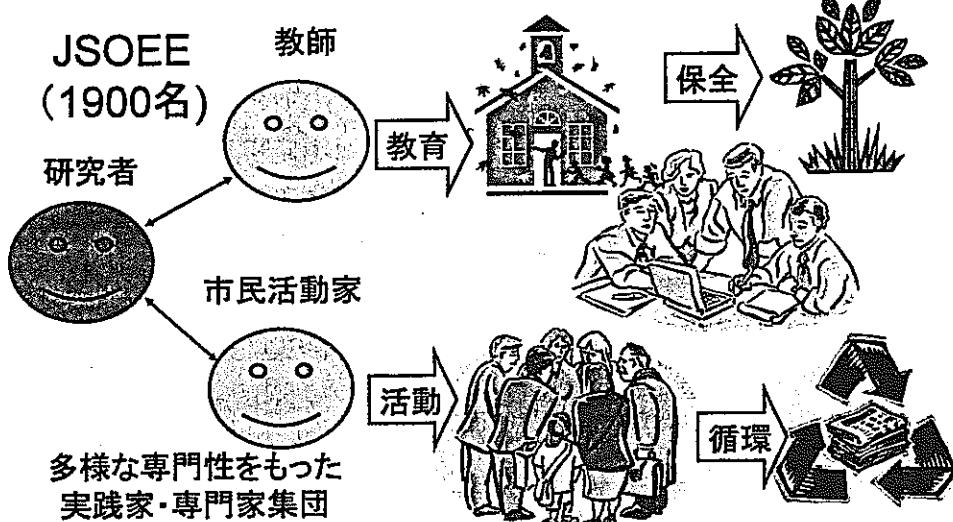
中央環境審議会総合政策部会 との意見交換会

日本環境教育学会
事務局長／朝岡幸彦（東京農工大学）
平成17年9月3日

環境保全への取組状況(1)

- 本会は日本環境教育学会（The Japanese Society of Environmental Education）と称する。（第1条）
- 環境教育の推進を目的とする。（第3条）
- 目的を達成するため、次の事業を行う。（第4条）
 - ・年次大会の開催
- - ・学会誌およびニュースレターの発行
 - ・シンポジウム・セミナー・講習会などの開催
 - ・環境教育に関する諸団体との交流
 - ・その他、目的を達成するために必要な事業

環境保全への取組状況(2)



環境基本計画の見直しに関する意見(1)

- 第3次環境基本計画策定に向けた考え方(中間とりまとめ／H17.7)に即して
- 総合政策部会議事録に見られる「環境教育」への大きな期待
- 「四 持続可能な社会に向けた重点的な取組」4横断的分野:「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の部分を中心に